新型コロナウイルスに対する
事業者と雇用への支援

感染拡大防止と経済活動再開を両立させるために検査の強化が求められます。国の 1 回きりの給付金では足りません。今のところ決まっている制度（予定含む）を紹介します。

国の制度

○持続化給付金（フリーランス、個人事業主も対象）

中小企業２００万円、小規模事業者１００万円限度で支給。２０２０年１月から１２月までのうち１ヶ月、前年同月比の５０％減の人。ただし、昨年１年間の売上からの減少分が上限です。受付期間は２０２１年１月１５日までです。申請サポート会場は５月２２日に開設します。場所は高槻現代劇場１Ｆです（要予約）。予約は０５７０－０７７－８６６

大阪府の制度

○大阪府が休業要請していない業者で４月の売り上げが前年４月比５０％以上減の場合。

１カ所２５万円、２カ所で５０万円まで。法人は２倍の給付です。申請手続きは未定（５月２６日府議会で議決予定）

府と市の共同事業

○休業要請支援金

府の要請を受けた業者が４月２１日から５月６日の間休業。飲食店は夜８時までの営業など全面協力し売り上げが５割減少した事業者。今年３月までに開業。申請は５月３１日まで。

コールセンター

０６-６２１０-９５２５

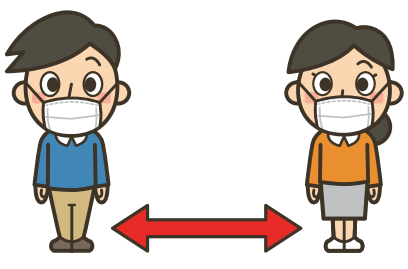

高槻市の制度

○高槻市中小企業等支援給付金

休業要請の対象以外の事業者で、国や府、市などの融資を受けた事業者に２０万円の支援金給付。産業振興課、申請書類はホームページに掲載。

○高槻市事業者応援給付金

府の休業要請や高槻市中小企業等支援金の対象外で、売り上げが減少している事業者に１０万円給付。申請期間５月２７日～７月３１日。

国の持続化給付金とは重複可能。産業振興課、詳細はホームページに掲載

○雇用調整助成金

事業主が従業員を休ませて、雇用の維持し、休業手当を支給したときの休業手当に対する助成金。

大阪労働局助成センター

06-7669-8900

○解雇、非正規切りの相談

新型コロナでの解雇はできません。無休での休職、仕事をやめさせられた場合などご相談ください。

労連相談センター

072-624-1144

高槻民報
発行：日本共産党　高槻・島本地区委員会　No.20-5-21
高槻市芥川町2-25-4
TEL.072-685-6661　FAX.072-681-6389

日本共産党高槻市会議員団
高槻市役所議員控室 TEL.072-674-7230

○国の特別給付金

１人１０万円支給されます。高槻市は申請書を５月１５日から今月末までに郵送します。

マイナンバーカードがなくても申請できます

本人証明のコピーが必要ですが、国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、年金手帳、運転免許のいずれかで良いです。口座番号が書かれている通帳のコピーが必要です。

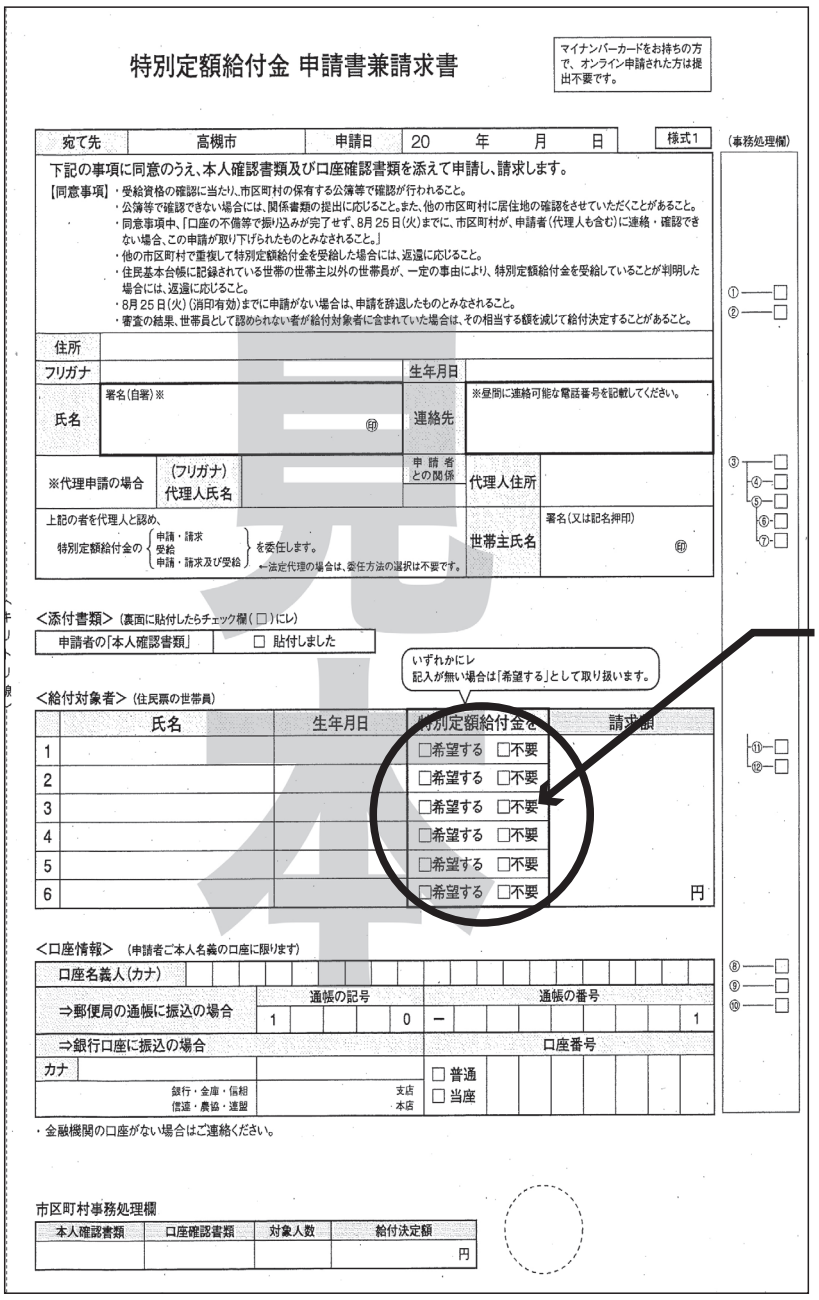

特別定額給付金 申請書兼請求書

マイナンバーカードをお持ちの方で、オンライン申請された方は提出不要です。

宛て先	高槻市	申請日	20　年　月　日	様式1	（事務処理欄）

下記の事項に同意のうえ、本人確認書類及び口座確認書類を添えて申請し、請求します。

【同意事項】
・受給資格の確認に当たり、市区町村の保有する公簿等で確認が行われること。
・公簿等で確認できない場合には、関係書類の提出に応じること。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあること。
・同意事項中、「口座の不備等で振り込みが完了せず、8月25日(火)までに、市区町村が、申請者（代理人も含む）に連絡・確認できない場合、この申請が取り下げられたものとみなされること。」
・他の市区町村で重複して特別定額給付金を受給した場合には、返還に応じること。
・住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還に応じること。
・8月25日(火)（消印有効）までに申請がない場合は、申請を辞退したものとみなされること。
・審査の結果、世帯員として認められない者が給付対象者に含まれていた場合は、その相当する額を減じて給付決定することがある。

住所			
フリガナ		生年月日	
氏名	署名（自署）※　㊞	連絡先	※昼間に連絡可能な電話番号を記載してください。
※代理申請の場合	（フリガナ）代理人氏名	申請者との関係	代理人住所
上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の｛申請・請求／受給／申請・請求及び受給｝を委任します。←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。		世帯主氏名	署名（又は記名押印）　㊞

<添付書類>（裏面に貼付したらチェック欄（□）にレ）

申請者の「本人確認書類」	□ 貼付しました

<給付対象者>（住民票の世帯員）

いずれかにレ
記入が無い場合は「希望する」として取り扱います。

	氏名	生年月日	特別定額給付金を	請求額
1			□希望する □不要	
2			□希望する □不要	
3			□希望する □不要	
4			□希望する □不要	
5			□希望する □不要	
6			□希望する □不要	円

<口座情報>（申請者ご本人名義の口座に限ります）

口座名義人（カナ）		
⇒郵便局の通帳に振込の場合	通帳の記号 1　0	通帳の番号 ー　1
⇒銀行口座に振込の場合		口座番号
カナ		□普通 □当座
銀行・金庫・信組 信連・農協・連盟	支店・本店	

・金融機関の口座がない場合はご連絡ください。

市区町村事務処理欄

本人確認書類	口座確認書類	対象人数	給付決定額
			円

見本

記入がない場合は希望と見なします。

○水道料金の基本料金を半額減免。４ヶ月分。
○児童手当受給世帯に子ども１人に対して１万円給付します。（国）
○ひとり親家庭への児童扶養手当に１人当たり２万円給付します。（市）
○障害者手当（特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当）受給者に２万円給付します。（市）
○１６歳から１８歳までの子どもがいる家庭に対してコメ１０㎏を支給します。（市）
○住宅確保のための家賃助成
市役所　福祉相談支援課　674-7767
仕事をやめさせられ、家賃が支払えない場合申請できます。ただし、所得、資産の基準があります。
○生活福祉資金制度（貸付）
社会福祉協議会　674-7496
・緊急小口資金
休業した場合　２０万円以内
・総合支援資金
収入の減少　２０万円以内、単身１５万円以内。

○国民健康保険の減免

収入が３割落ち込んだ場合は減免されます。今年度の保険料の納付書が届く８月に減免を受け付けます。現在、国民健康保険料の支払いが困難な場合は相談し支払いをストップすることができます。

国は昨年度の所得が３００万円以下なら全額免除、４００万円以下なら８割の減免としています。

大学、短大、高専、専門学校への学費支援

非課税世帯（４人世帯で年収３８０万円以下）の学生で授業料・入学金の減免と給付型奨学金の支給を国がする。ただし、制限があります・

直接支給している学校も。問合せは各学校の学生課、奨学金窓口。

○アルバイトの収入が減少した学生に１０万円、住民税非課税世帯の学生には２０万円支給します。

ご相談ください
日本共産党高槻市会議員団 TEL.072-674-7230
高槻・島本地区委員会　TEL.072-685-6661